

## 論 説

社会政策分野におけるジャーナリズムの  
不作為とポピュリズム

——コロナ禍の新聞報道を事例として——

高 野 剛

- I 課題設定
- II ゼロコロナからウィズコロナに—消えたゼロコロナ政策
- III 大学のオンライン授業批判
- IV 権力とメディアと学問の自由
- V 対案なきジャーナリズムの不作為
- VI ジャーナリズムの衰退

## I 課題設定

2020年2月5日、ダイヤモンド・プリンセス号でクラスター感染が発生し、同年2月13日には、国内初のコロナ感染による死亡者が発生した。

同年2月27日の夕方に、全国にある小中高校と特別支援学校が3月2日から5月31日まで、一斉に休校することになった。その後、厚生労働省より保育所と放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）と放課後等デイサービスは原則として開所する方針が発表され、文部科学省も幼稚園は休校の対象にはしないと発表した。

安倍晋三首相は、同年3月13日に成立した特別措置法に基づき、同年4月7日に、7都府県に緊急事態宣言を発出し、同年4月16日には緊急事態宣言の対象を全国に拡大させることになった。同年5月25日になって、感染者数が減少したことから、緊急事態宣言が全面解除された。

本稿では、コロナ禍における新聞報道を事例として、社会政策分野におけるジャーナリズムの不作為とポピュリズムについて検討する。具体的には、まず、賭けマージャン問題やパンケーキ懇談会騒動など権力とメディアの癒着により、「Go Toトラベル」キャンペーンなどウィズコロナ政策を批判せず、ゼロコロナ政策が十分に議論されなかったことについて検討する。次に、「Go Toトラベル」や「Go Toイート」などウィズコロナ政策を批判せず、大学だけがオンライン授業をしているのはおかしいとして、大学バッシングをメディアは繰り返したことについて検討する。さらに、日本学会議会員任命拒否問題や国立大学のガバナンス問題は、権力による学問の自由の侵害であるにも関わらず、大学側に問題があるかのようにメディアで報道されたという点についても検討する。その上で、厚生労働省改革論はコロナ禍の前から言われてきたにも

関わらず、ジャーナリズムの不作為によって具体的な政策論争が不在であること、最低賃金についても与党も野党も引き上げだけを議論し、最低賃金制度の問題点については放置されたままであり、具体的な最低賃金制度改革論が不在であることを指摘する。最低賃金については、政治主導方式により、審議会方式を形骸化させ、菅義偉首相の一存で過去最大の引き上げが実現できることになった。最後に、コロナ禍で新聞社の経営が危機に陥っており、海外では廃刊やデジタル版のみの発行が増加していることを指摘し、ジャーナリズムの衰退は国民にとって大きな損失であるということ考察する。

なお、本稿では、ポピュリズムという概念を用いている<sup>1)</sup>。ポピュリズムについては、定義が定まっていないが、一般に大衆迎合主義や衆愚政治として用いられることが多い。ゼロコロナを提唱した感染症の専門家や大学教授を批判し、コロナ禍で大打撃を被った飲食店や観光業界の支持の下で「Go To キャンペーン」を開始したこと、「学費減額運動<sup>2)</sup>」など大学生の支持の下、大学のオンライン授業批判など大学バッシングを繰り返したことなどから、大衆の支持の下でエリートや知識人に批判的な政治思想として用いている。

また、ゼロコロナ政策とウィズコロナ政策についても補足しておきたい。本稿では、ゼロコロナ政策を厳しい検疫による入国制限や大規模なPCR検査と捉えており、強力な外出規制などのロックダウン（都市封鎖）とは捉えていない。一方、ウィズコロナ政策はスウェーデンなどメディアで頻繁に報道された集団免疫として捉えている<sup>3)</sup>。

## II ゼロコロナからウィズコロナに一消えたゼロコロナ政策

緊急事態宣言の発出により、ほとんどの小中高校は一斉休校でオンライン授業はしていなかったが、大学はオンライン授業の準備のための休校期間があったもののオンライン授業を実施することになった。スマートフォンを持っている大学生は、ほぼ100%であったことから、オンライン授業に対応できない学生に対してノートパソコンやモバイル Wi-Fi ルーターを貸与するなどオンライン授業で大学生の学習権の保障を行うことになった。

緊急事態宣言中は、人と人との接触を8割削減する必要があるとして、西浦博・北海道大学教授が頻繁にメディアに登場し、「8割おじさん」と呼ばれるようになった。専門家会議のメンバーがメディアで頻繁に登場し、経済活動をストップさせるゼロコロナ政策を主張した。緊急事態宣言が発出された同日には、「富士山大噴火のシュミレーション<sup>4)</sup>」が発表されたり、安倍晋三首相がジャーナリストの田原総一郎のインタビューに、コロナ禍を「第3次世界大戦」と発言するようにもなった<sup>5)</sup>。国民を怖がらせて人と人との接触を8割削減する狙いであったと考えられる。安倍首相と内閣府がメディアを使って、世論操作する狙いであったと考えられる。アベノマスクもまた、「全国民に布マスクを配れば、不安はパッと消えますから」という佐伯耕三首相秘書官の進言により、安倍晋三首相が2020年4月1日に政府対策本部で「5千万余りの全世帯へ2枚ずつ布マスクを配布する<sup>6)</sup>」と発表している。

緊急事態宣言により、経済活動が急激に収縮したため、宣言の解除後は経済活動をしながら感染対策を行うウィズコロナ政策が強くなる。ウィズコロナ政策の代表的なスローガンとして、三

浦瑠麗がテレビ番組で発言した「コロナで死ぬ命と経済で死ぬ命は等価<sup>7)</sup>」をあげることができる。実際には、自殺者で多いのは健康問題が原因であるが、経済的困窮による自殺者も多いため、経済活動がストップして生活に困ると自殺が増えるという点がメディアで報道された。緊急事態宣言の解除後は、ゼロコロナ政策が消え、「8割おじさん」もメディアに頻繁に出演しなくなる。ゼロコロナかウィズコロナかの十分な議論がないまま安倍政権はウィズコロナ政策により経済活動をしながら感染対策を推し進めていくようになる。

同年7月3日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を廃止し、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策分科会を設立した。廃止した理由として、位置づけが不明確で、政府との役割分担を明確にするためとしている。ゼロコロナ政策を推し進めてきた専門家会議が廃止された。

ゼロコロナ政策からウィズコロナ政策への政策転換として、経済産業省が観光業界や旅行会社の強い要望に応じて、「Go To キャンペーン」を積極的に推進するようになる。同年7月22日には、「Go To トラベル」事業がスタートするが、感染者数増加の第2波が到来したことから、東京発着は対象外とした。同年10月1日には、「Go To トラベル」事業の東京発着も対象に追加するようになる。この頃から、ゼロコロナ政策で成功した台湾・韓国・ニュージーランド・中国などでは、PCR検査を徹底させているとして、ソーシャルメディアでは、既存のメディアが感染者数だけを報道し、PCR検査数を報道していないという指摘の書き込みが多くなった<sup>8)</sup>。統計学的に考えても、全数調査が無理であれば、無作為抽出の標本調査で陽性者率を算出しなければ、時系列で比較ができないはずであるが、感染者数だけが連日報道されるようになった。

このようにして、ゼロコロナ政策は十分に議論されないまま消えてしまった。

### Ⅲ 大学のオンライン授業批判

#### (1) 大学バッシング

大学だけが対面授業をしていないことに対するメディアの批判が増加する。例えば、『朝日新聞』の「天声人語」には、以下のような文章が書かれている。「世に『Go To』なんとかが幅をきかせている。トラベルは東京も対象になり、範囲はイート、イベント、商店街へと広がる。なのに『Go To 大学』にだけ及び腰なのはバランスを欠くのではないか。小中高校では通学しているのに<sup>9)</sup>」と書かれている。ゼロコロナを議論せず、「Go To キャンペーン」を無批判に肯定し、大学のオンライン授業批判をしている。また、「社説」にも同様の記述がある。「気になる調査がある。全国大学生協連合会が学生約9千人を対象にこの夏アンケートをしたところ、…(中略—引用者)…自由回答欄には『小中高生は普通に通学し、大人はキャンペーンで旅行まで楽しんでるのに、なぜ学生だけ家にいないといけないのか』といった声が多く寄せられた<sup>10)</sup>」と書かれている。「Go To キャンペーン」が安全であるという科学的根拠もないまま、安易にポピュリズム的な主張を書いているのではないだろうか<sup>11)</sup>。

そもそも大学が対面授業に戻さずにオンライン授業を継続した理由には、大学生に無症状や軽症が多く、感染を拡大させてしまう恐れがあったためである。特に、大学生は行動範囲が広く、

コンパなど飲酒を伴う会食の機会が多い。大学生のクラスター感染により、全国各地へ感染を拡大した事例に、京都産業大学の事例がある。2020年3月に京都産業大学の4年生が、海外渡航の自粛が呼びかけられていたにも関わらず、欧州に旅行し、帰国後に感染が判明した。帰国後に、ゼミやサークルの卒業祝賀会に参加し、帰省先の石川県や愛媛県でも感染を拡大させた。このため、京都産業大学には一般市民からの苦情が殺到した。大学生が感染を広げる恐れがあり、十分な感染対策に時間がかかるため、大学は対面授業に戻さずに、オンライン授業を継続した。しかし、首都圏以外の大学では、6月からキャンパスの封鎖を解除して入構が可能になった。実験・実習や教職科目等は、オンライン授業が難しいことから、6～7月頃から対面授業をしていた。2020年5月下旬から6月中旬は、首都圏以外の地域は、感染者数が0人の日が続いていたためである。大学の規模や地域によって違いがあることを報道せず、一律に大学を悪者に仕立て上げていったと言っても良い。

## (2) メディアのポピュリズム化

対面での取材が難しいため、メディアはツイッターなどソーシャルメディアを通じて、大学生に取材するようになる。

例えば、2020年10月20日の『朝日新聞』には、対面での取材ができない理由について以下のように書かれてある。「現場に入って様子を伝えなかったが、このころは病院は患者対応や感染対策に追われ、取材はままたら<sup>12)</sup>ない」と書いている。取材できない理由を取材先の責任にしている。記者には非がないとでも言いたいのであろう。

コロナの感染拡大により、プロ野球などスポーツイベントが開催を自粛したため、スポーツ新聞がスポーツ関係の記事が書けなくなり、芸能人のツイッターなどを見て取材せずに記事を執筆するようになる。取材せずに記事を執筆しているため、誤報による記事の削除・訂正が頻繁に起きるようになる。取材をせずにツイッターなどを見て記事を執筆することを「こたつ記事」と呼んでおり、中日スポーツやデイリースポーツの事件が有名である。2020年5月、中日スポーツは、高須克弥・高須クリニック院長が、大村秀章・愛知県知事をツイッターで批判した文章を記事で掲載し、知事の名誉を傷つけたとして謝罪・削除した。同年11月には、デイリースポーツは、丸山穂高・衆議院議員がツイッターに投稿したNHKの受信料についての文章を記事に掲載し、NHKが誤りを指摘したことから記事を削除している。<sup>13)</sup>

対面での取材が難しいため、ソーシャルメディアを使って大学生など若者の声取材するようになり始めたのが、「9月入学論」である。もともとの発端は、2020年4月に高校生がツイッターで投稿をしたところ、別の高校生らがインターネットで署名活動を始めたのがきっかけである。「9月入学論」は、学校の始まりを5ヵ月遅らせて、9月から入学・始業するというものであった。9月入学論は国会でも議論されたが、一時的に17ヵ月分の学年が発生し、教室や教員を確保するのが難しいといった問題点があった。緊急事態宣言が解除されて、小中高校が対面授業を再開したことにより、メディアでも取り上げられなくなった。

大学だけが対面授業を実施していないことに対して、メディアは「大学に行けない大学生が可哀想だ」と大学のオンライン授業批判をするようになる。「こたつ記事」にならないようツイッターをしている大学生らとインターネットでつながることによって、大学生の生の声に基づいた

大学批判であるようなスタンスを示すことになる。例えば、2020年10月14日の『朝日新聞』の朝刊に掲載されている大学2年生のインタビューには、「旅行はお金をもらって行けるのに、お金を払っても授業には行けないの？ マスクを着けない会食はできるのに、マスクを着ける授業はできないの？ どうしてもそんな気持ちになってしまいます<sup>14)</sup>」という意見がある。批判すべきは、「Go To トラベル」や「Go To イート」キャンペーンであるにも関わらず、菅政権を批判せず、大学を批判している。「Go To トラベル」は地方へ感染を拡大させるため中止になり、飲食店の感染対策が不十分として、飛沫防止の亚克力板の設置やCO<sub>2</sub>濃度センサーを設置したり、会食の人数を制限してマスク会食をするようになっている。批判されるべきは、菅政権のコロナ感染対策である。

メディアで報道された大学生の声は、「オンライン授業について行けない<sup>15)</sup>」、「友達ができない<sup>16)</sup>」、「精神的に疲れて退学するかもしれない<sup>17)</sup>」、「コロナ禍でアルバイトがなくなり授業料が払えない<sup>18)</sup>」、「お金がなくて食べ物を買えない<sup>19)</sup>」、「生理用品が買えない<sup>20)</sup>」といった声である。精神病を悪化させて休学した大学生や、コロナ禍で経済的に困窮して休学や退学した大学生がいるのも事実であり、大学独自の給付金を支給したり、食料品や生理用品等の無償配付を実施している。しかしながら、「大学=悪者」というイメージが、メディアによって発信された結果、大学が食料品や生理用品を無償配付したニュースについては、メディアでほとんど報道されなかった。

また、入試の出題範囲や実施方法についても大学入学共通テストに第2日程を追加し、大学に対して個別試験での出題範囲の配慮・見直しが求められることになった。政府が大学に対して、大学入学共通テストの複数回実施や個別試験での出題範囲の配慮・見直しを求めたことで、「受験生を困惑させ、高校・大学の負担を増大させた<sup>21)</sup>」と大学関係者は主張している。

2021年1月から2月にかけて、第3波の感染拡大で緊急事態宣言が発出される中、大学入学共通テストや各大学の個別試験を実施することになった。特に、各大学の個別試験については、受験生が県境を越えて地方へ受験に来ることから、個別試験を中止した大学があったが、中止したことに対してもメディアによって批判された<sup>22)</sup>。

#### IV 権力とメディアと学問の自由

##### (1) メディアと権力の癒着

コロナ禍におけるメディアと権力をめぐる事件として、まず「賭けマージャン問題」をあげることができる。

2020年5月、黒川弘務・東京高検検事長と産経新聞記者2人と朝日新聞社員（元記者）1人の合計4人が、緊急事態宣言期間中に賭けマージャンをしていたことが発覚した。黒川検事長の定年延長を認める閣議決定と、検察幹部の定年延長を可能にする検察庁法改正案が問題となっただけに、権力とメディアの在り方が問われる事件が発生した。

次に、メディアと権力をめぐる事件として、2020年9月29日、菅内閣はメディア対策として、共同通信社の柿崎明二・論説副委員長が、首相補佐官に就任する閣議決定をおこなった。権力を監視する側のメディアの人間が、首相補佐官に就任することになり、メディアと権力の問題に対

して、国民が強い不信感を抱くことになった。

さらに、メディアと権力をめぐる事件としてあげることができるのが、内閣記者会の首相懇談会、いわゆる「パンケーキ懇談会騒動」である。

朝日新聞と東京新聞と京都新聞の首相番の記者が、10月3日の首相懇談会に欠席、10月13日の懇談会は出席した事件である。菅義偉首相の好物がパンケーキであり、10月3日の首相懇談会が若者に人気のパンケーキ店（エッグスンシングス原宿店）で開催されたことから、パンケーキ懇談会騒動とも呼ばれている。事件の真相は、前日に、『しんぶん赤旗』が内閣記者会の首相懇談会に新聞各社が出席を予定していると報道したため、リベラル系3紙が読者から権力との癒着と見られてしまわないかと危惧して欠席した事件である。<sup>23)</sup>

『京都新聞』は、欠席した理由を以下のように説明している。「物議を醸す首相懇談会。『行くのはどうかと思うんですけど会社の命令で…』と他社の若い記者から言われたが、きれい事なく必死に権力に食らいつく姿勢も、読者の負託に対する一つの答えかもしれない。みんな、悩んでいる」と書いてある。<sup>24)</sup> 京都新聞は悩んでいるようだ。

『朝日新聞』の説明では、「10月3日の懇談は、日本学術会議の会員の任命拒否に対し、首相自身による説明がほとんどなされていなかったことから、朝日新聞は出席を見送った。10月13日は、首相から一定の説明があったので、今後、記者会見を開くよう求めたうえで出席した」と書いてある。<sup>25)</sup>

そもそも記者会見と懇談会とぶら下がり取材の違いを説明しておらず、記者会見を開催しないことで何が問題なのかが分からない。この点について、『京都新聞』は、なぜ記者会見の開催を求めるのか、記者会見の在り方そのものもおかしいのではないかと、山田健太・専修大学教授のコメントを掲載している。「記者会見は行政側の『サービス』ではなく、市民の知る権利に応じる公的機関の説明責任で、ある種の法的な『義務』だ。物理的な理由で開催できない場合を除き、市民を代表する立場の報道機関の求めがあれば、原則として応じる必要がある。今回、政府側の『開きたくない』理由が述べられているにすぎず、こんな恣意的な理由での会見の拒否は許されない。また、記者会見については、実際の開催の諾否を含めた進行は、あくまでも報道機関側に主導権があり、便宜的に政府（行政）側と協力して運営しているものだ。昨今の運営実態をみると、行政側が主導していて、あたかも全面的に主催権を持つかのような振る舞いが散見され、本来の会見のありようを歪めている」。<sup>26)</sup>パンケーキ懇談会騒動の4ヵ月後になって、なぜ記者会見を開催しなければならないのか、記者会見の在り方そのものもおかしいという意見が掲載された。国民は、パンケーキ懇談会騒動の直後に、しっかりと説明して欲しかったのではないかと。

その他に、権力とメディアの癒着については、2021年2月には、菅義偉首相の長男が勤務する放送事業会社「東北新社」が、放送事業の許認可権を握る総務省の幹部を接待していた問題がある。<sup>27)</sup>

## (2) 学問の自由と権力

コロナ禍における権力とメディアの癒着によって、学問の自由が権力によって侵害されるようになった事例として、まず日本学術会議会員任命拒否問題がある。

2020年10月1日、菅義偉首相が任命した日本学術会議の会員99人について、候補者6人が除外

された。日本学術会議の会員は210人で任期が6年である。3年ごとに半数が交代することになっており、105人の候補者を推薦していたが、6人が除外され任命されなかった。任命されなかった候補者6人については、アメリカ軍普天間飛行場の移設問題で政府を批判した大学教授や、安全保障関連法案や組織的犯罪処罰法改正案や特定秘密保護法案で政府を批判した大学教授であり、全て人文・社会科学系の学者である。日本学術会議は、6人を除外した理由の開示と、6人を任命することを求める要望書を提出した。

これに対して、菅義偉首相は、推薦された候補者をそのまま任命するような前例を踏襲しても良いのかどうかとして、総合的・俯瞰的な観点から、年齢や地域など多様性が大事だということを念頭に判断したと説明している。これまで日本学術会議の会員に任命された人は、首都圏の国立大学に勤務の男性が多かったが、任命されなかった候補者6人には女性も含まれており、さらには首都圏以外の大学に勤務する者や私立大学に勤務する者も含まれている。候補者6人を任命拒否した理由が説明できていない。政府に対して批判的な意見を主張した大学教授に対して、見せしめのように任命拒否をすることで、学問の自由の侵害と萎縮効果を狙ったのではないかと見られても仕方がないであろう。

さらに、菅義偉首相は、日本学術会議の会員任命拒否だけでなく、日本学術会議の在り方そのものについても改組を検討するようになった。日本学術会議は、第2次世界大戦に科学研究が協力したことへの反省から、1949年に設立された。1950年と1967年には、戦争を目的とする科学研究を行わないという声明を発表している。2017年にも安全保障技術研究推進制度に反対する声明を発表している。コロナ禍の中、日本学術会議の設置形態の見直しを早急に検討しなければならぬ理由が不明確であり、国家権力による学問の自由の侵害と萎縮効果を狙っていると見られても仕方がないであろう。

また、メディアと権力の癒着により学問の自由が侵害される事例として、国立大学のガバナンス問題をあげることができるであろう。

2014年6月に改正された学校教育法は、学長主導の大学運営を実施するため、教授会の審議事項を限定し、学長の権限を強化することになった。また、同年6月に国立大学法人法が改正されており、学長の選考方法について学内構成員による意向投票はあくまで参考であり、経営協議会の構成員は学外委員を過半数にするとし、大学運営に学内構成員の意見が反映しにくいようになった。

文部科学省に付度した大学改革を推し進めるために、トップダウン型の大学運営ができるような学長の権限強化を行った。この結果、学長と教職員組合との間で対立が生じることになったが、メディアは文部科学省の大学改革を批判しないで、国立大学のガバナンスに問題があるとして大学を悪者に仕立て上げた報道をしている。

例えば、2020年6月、北海道大学の総長が、部下の職員を過度に叱るなどのパワーハラスメントがあったとして、文部科学大臣が総長を解任する事件があった。また、同年10月には、東京大学で総長の選考過程が不透明であると教職員組合が反発し、同年12月に第三者委員会が検証報告書を発表している。一方、同年10月には、筑波大学で学長の任期が撤廃され続投することになり、教職員の意向投票も廃止されたことから、教職員組合から選考方法が不透明と反発を招くことになった。さらに、2021年6月には、旭川医科大学の学長が不適切な発言やパワーハラスメントな

ど問題行動を行ったとして辞任することになった。

そこで、2021年5月、国立大学法人法を改正し、学長に不正行為や法令違反があった場合は、監事から学長選考会議への報告を義務づけて、学長選考会議が学長に説明を求めることができるようになった。また、2022年度から学長選考会議の委員に学長を加えることができないようになった。しかしながら、学長選考会議の委員は、経営協議会と教育研究評議会から選ばれるが、経営協議会と教育研究評議会の委員は学長に指名・任命される関係にあるため、問題がある。

そもそも文部科学省に付度した大学改革を推し進めるために、トップダウン型の大学運営ができるような学長の権限強化を行ったことに問題があるのにも関わらず、メディアは国立大学のガバナンスに問題があるとして大学を悪者に仕立て上げた報道をしている。例えば、2020年11月2日の『朝日新聞』の「社説」には、「折しも日本学術会議の問題を機に、大学の自治や研究者の自律に注目が集まる。社会の信頼を失う行いをすれば、学問・研究の基盤を自ら掘り崩すことにもなりかねない<sup>28)</sup>」と書かれている。日本学術会議会員任命拒否問題も国立大学のガバナンス問題も、大学教職員が社会の信頼を失う行いをしたのが原因というように書かれている。

さらに、文部科学省による対面授業の比率が低い大学を公表するというのも、メディアを利用して国家権力が大学に言うことを聞かせる方法の一事例としてとりあげることができる。

2020年11月19日、萩生田光一・文部科学大臣は、大学生から対面授業の比率が少ないという不満の声があるため、国公立大学の各団体代表と協議し、対面授業の比率を引き上げるよう求めた<sup>29)</sup>。

文部科学省は、対面授業の比率が半分未満の大学名を公表する方針を示しており、同年12月23日の感染拡大により第3波が到来している中で、対面授業の比率が少ない大学名を公表した。この点について、『朝日新聞』の匿名コラム「経済气象台」には、以下のように書かれてある。「実態を調べ、結果を公表するのは当然だ。ただ、校名まで公表する意図が気になる。自治体が、営業自粛に応じなかったパチンコ店の名前を公表したように、対面授業の割合が低い大学を懲罰する意図を感じる<sup>30)</sup>」と書かれてある。「経済气象台」は、新聞記者ではなく学者ら社外筆者が執筆している匿名コラムである。文部科学省に従わせるため、「大学名を公表するぞ」と脅しに使われたのではないだろうか。

## V 対案なきジャーナリズムの不作為

### (1) オリンピック中止の社説

山腰修三(2021)は、2021年5月14日の『朝日新聞』朝刊で、「ジャーナリズムの不作為」として「五輪開催の是非」を「社説は立場示せ<sup>31)</sup>」と指摘している。これを受けてか、朝日新聞は同年5月26日朝刊の社説で「夏の東京五輪」について「中止の決断を首相に求める<sup>32)</sup>」と主張した。

山腰修三(2021)は、若宮啓文(2008)の「世論の障地取り」を紹介し、社説を社の考えや価値観の理解・支持を広げていく手段としている。ただし、やり方も時代に合わせて変化が必要であり、かつてのように主張を一方的に伝えても多くの人に届かなかつたり、間違いを指摘されたり、批判の的になってしまうという。ソーシャルメディアの時代では批判に対して柔軟に修正



しながら対話によって議論を発展させていく社説の新しい形が必要と主張している。

「不作為」という言葉は、しばしば「行政の不作為」や「政治の不作為」というように使われることが多い。賛成か反対かの立場を示さないことが不作為ではなく、あえて積極的に行動しないことを意味している。すなわち、どのようにすれば中止できるのかや、どのようにすれば開催できるのかを議論すれば良い。賛成か反対かだけでは批判されて議論が進まなくなってしまう。

「どのようにすれば良いのか」という代案については、価値観が多様化し不確実な現代社会では難問である。愛媛新聞の社説類似問題を見ても、新聞社ですら社説が書けなくなっているのではないだろうか。<sup>33)</sup>

例えば、朝日新聞ですら、2021年8月18日朝刊の「大学2年生対策急ぎ『危機』回避を」の社説を見ても、同年8月11日朝刊の「コロナ下つらさ際立つ大学2年生」の記事と類似の記事である。おそらく増谷文生・論説委員が書いたため、盗用ではないかもしれないが、1週間前に社会面で掲載された記事が社説になっている。しかも独自の調査報道であればまだしも生協アンケートの結果だけを紹介した内容であり、授業期間中ではなく夏休み期間中のお盆明けの8月18日に大学へ提言をしている。そもそも朝日新聞の社説は他紙と同じように、かつては3面に配置されていた。2011年4月1日、東日本大震災の混乱の中で隠れるように奥のページへと移動し、日曜日には1つしか社説が掲載されないようになってしまった。<sup>34)</sup>社説に対して自信喪失してしまっているのかもしれない。2021年5月30日朝刊の「社説余滴」には、「今春、論説委員室に異動した。…（中略—引用者）…意気消沈して着任」<sup>35)</sup>と書いてあり、出世であるはずの論説委員になりたくなかったと書いてある。さらに、「社説って、経過をまとめて朝日っばい論をまぶせばいいから、そこそこの記者なら書けますよね」<sup>36)</sup>と論説委員が読者を馬鹿にしているかのような発言まで書かれている。

山腰修三（2021）が指摘するように、批判に対して柔軟に修正しながら対話によって議論を発展させていく社説の新しい形を模索していかなければならない。<sup>37)</sup>実は、ジャーナリズムの不作為は他にもたくさんある。例えば、最低賃金制度改革論や厚生労働省改革論がある。最低賃金については、与党も野党も引き上げを主張し、現行制度の問題点が放置されたままになっている。厚生労働省改革論についても不祥事や事務量が多すぎて職員が過重労働になっていることは知られていても、どのようにすれば良いのかの議論すらない。代案を示すのが難しいため、新聞各社も社説が書けなくなっている。これでは議論が発展しない。賛成か反対かの立場を示すのではなく、批判を恐れず代案を示し、その都度、修正しながら社説を書いて欲しいものだ。

## （2）厚生労働省改革論

厚生労働省の組織再編を議論しなければならない。2020年9月の総裁選で菅義偉首相はコロナが収束した段階で検証していくと明言している。<sup>38)</sup>2021年9月の総裁選では、総裁候補者から、「健康危機管理庁」や「こども庁」の創設などの提案も出ている。<sup>39)</sup>それゆえ、今後のコロナ収束を見据えて、どのような組織再編をするのかを議論しなければならない。

そもそも厚生労働省は、コロナ禍の前から組織再編が必要という議論が浮上しており、特に障害者雇用率の水増し問題や裁量労働制データ捏造事件、さらには賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査の不正統計問題、シベリア抑留者の遺骨問題など不祥事が相次いだことが背景にある

表1 厚生労働省の一連の不祥事

2018年	障害者雇用率の水増し問題
	裁量労働制データ捏造事件
	東京労働局長の不適切発言（野村不動産の過労死事件を隠蔽）
2019年	賃金構造基本統計調査の不正統計問題
	毎月勤労統計調査の不正統計問題
	賃金課長が韓国の空港で暴行事件を起こし逮捕
	シベリア抑留者の遺骨が日本人ではないと知りながら放置
	介護保険料の度重なる算定ミス
2020年	接触確認アプリ「COCOA」の度重なる不具合
	雇用調整助成金のオンライン申請で度重なる個人情報流出を起こす
	アペノマスクの発注で不良品業者と随意契約（2ヵ月遅れて配付）

出所：筆者が独自作成。

（表1を参照）。不祥事の根底には、事務量が多すぎて、そもそも職員数が足りていないという指摘がある。

厚生労働省は、2001年の中央省庁の再編により、1府22省庁を1府12省庁へ再編することで縦割り行政を打破することを目的に、厚生省と労働省を統合して誕生した。しかし、省庁の数を減らして首相官邸のトップダウンの権限強化が目的であったため、事務量が多くなりすぎて職員数が不足してしまうことになった。さらには、国家公務員総合職のキャリア官僚だけでなく、医系技官や国家公務員専門職など多様な職種がいるため、人員が過剰な部署から不足している部署へ簡単に人事異動させるわけにはいかない。

そのうえ、コロナ禍の中でも過労死ラインとされる月80時間以上の超過勤務を多くの職員がしており、感染拡大防止に日々奮闘している。あまりにも過重労働のため、若手の退職者は急増しており、国家公務員総合職採用試験の申込者数も減少傾向にある。優秀な人材が集まらなくなっている。

これまで厚生労働省の再編は何度か議論されてきたことがあり、厚生省と労働省に分割した方が<sup>40)</sup>良いという意見があった。そもそも厚生省と労働省を統合した理由は、欧米のワークフェア政策のように労働法制と社会保障制度を連動させる必要があると考えられたからであるが、小泉構造改革によって社会保障が切り下げられるなか、労働法制の規制緩和と就労支援の強化によって、大量のワーキングプアが発生することになった。労働法制についても労働基準監督官が不足しているため、法律違反が横行し、ブラック企業が流行語になった。もはや厚生省と労働省を統合する意味が消失している。むしろ労働基準監督官や麻薬取締官は、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う権限があり、警察組織へ統合した方が<sup>41)</sup>良いのではないかと見ても労働政策と社会保障政策を1つの省庁が担当している国はないようである。<sup>41)</sup>労働政策と社会保障政策を分割する意見以外には、労働政策と社会保障政策と少子化対策の3つに分割した方が<sup>42)</sup>良いとする意見や、年金と医療と介護を分割した方が<sup>42)</sup>良いとする意見もある。

2001年に中央省庁が再編されて20年以上が経過している。優秀な若手の官僚が流出しないよう

に、どのように省庁再編すれば良いのかどうか、事務量と職員数も考慮した上での議論を批判を畏れず展開して欲しい。

### (3) 最低賃金制度改革論

2021年度の地域別最低賃金は、前年より3.1%引き上げて、全国加重平均で28円増加の930円となった。引き上げ後の地域別最低賃金の最高額は東京都の1,041円で、最低額は高知県など820円となった。最高額と最低額の差は221円で、2020年度と変わらなかった。全都道府県で初めて800円を超えることになった。中央最低賃金審議会が示した目安では、最低賃金を時間額で表示するようになった2002年度以降で過去最大の28円引き上げて、全国加重平均を902円から930円にするよう示された。目安では、A～Dランクの全地域が28円の引き上げであった。目安どおりの引き上げとなった。2021年4月15日、日本商工会議所など中小企業3団体は、地域別最低賃金について現行水準を維持するよう要望したが、最終的には、政治主導方式により、審議会方式を形骸化させ、菅義偉首相の一存で過去最大の引き上げが実現することになった。使用者側委員が納得できるような引き上げの根拠を示すことができないまま過去最大の引き上げを実現したという点で、審議会方式を形骸化させ、政治主導で決定したということができないのではないか。

そもそも、2015年に安倍晋三首相はデフレ脱却のため、年3%の引き上げを行い、地域別最低賃金を全国加重平均で1,000円にすることを目標に掲げた。2016年度より4年連続で大幅な引き上げを実現した。しかしながら、2020年度の地域別最低賃金の全国加重平均は、前年から1円増加の902円であった。コロナ禍で、目安が提示できず、0.1%の引き上げにとどまった。事実上の据え置きである。

そこで、菅義偉首相は、2021年3月の経済財政諮問会議で、早急に全国加重平均で1,000円を目指す<sup>43)</sup>と表明した。2021年6月に閣議決定された「骨太の方針2021」でも、感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠として、早期に全国加重平均1,000円とする<sup>44)</sup>ことを目指すと明記した。

日本の最低賃金は、国際的に水準が低く、地域間の格差が大きいという問題点がある。地方では、労働力が地方から都市へ流出する危機感が強い。そのため、地域別ではなく、全国一律の最低賃金制度にするべきだ<sup>45)</sup>という意見がある。また、最低賃金を国際比較する場合、フルタイム労働者の賃金の中央値を100として、最低賃金が占める割合で比較している。経済協力開発機構(OECD)のデータを用いて比較すると、日本より割合が高いのは、フランスやイギリスであり、日本より割合が低いのはアメリカである。フランスやイギリスよりも日本の水準は、約7割程度と低い。諸外国では、コロナ禍でも最低賃金を引き上げた。しかし、韓国では急激な引き上げにより、飲食店など自営業者が雇う賃金労働者の人件費増加を引き起こし、自営業者の廃業や失業が増加した。その結果、最低賃金の引き上げが国民全体の平均所得の増加につながっておらず、格差はむしろ拡大した<sup>46)</sup>という指摘がある。

最低賃金の決め方には、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金水準、③経営側の支払い能力の三原則を考慮して決める<sup>47)</sup>となっている。これまで労働者の生計費の観点から、地域別最低賃金が健康で文化的な最低限度の生活を保障する水準に達していないとして、審議会<sup>48)</sup>で公益委員が介入する場面があったようである。しかし、2021年度の決め方で問題となるのは、経営側の支払

い能力であり、コロナ禍で大打撃を受けている飲食業や宿泊業などである。しかも、飲食業や宿泊業では、パートタイム労働者などの非正規労働者が多い。一般に経済学の理論では、最低賃金を引き上げると雇用機会が減るため、失業者が増えると捉えられてきた。<sup>49)</sup>菅内閣は、コロナ禍で大打撃を被った中小零細企業には支援を実施するとしているが、飲食業や宿泊業などコロナ禍で大打撃を受けた業種に、最低賃金の大幅な引き上げがどのような影響を及ぼすのかは不透明なままである。中小零細企業への支援として、雇用調整助成金の日額上限額や助成率の引き上げ特例を継続することや、事業再構築補助金に最低賃金枠を設けて補助率を引き上げるなどの支援策を決定しているが、中小零細企業の業態転換や生産性向上につながるかどうか分からない。むしろ過度な優遇策によって生産性の低い企業を延命させているだけにもなりかねない。

折しも2021年度は、目安について、5年ごとの見直し議論が始まる。<sup>50)</sup>ランクの入れ替えだけでなく、全国を4ランクに区別する方法も議論しなければならない。また、審議会方式は非公開のため、鳥取県のように公開するような方式も検討する必要がある。ただし、審議会を公開しても、審議会以外で事前に根回しをするようなことがあると審議会を公開する意味がない。逆に、国民を欺くことになるからだ。審議会以外で事前に根回しした場合は、法律で罰則を科す必要があるだろう。また、絶対額を目標にする日本の最低賃金の決め方はおかしい。イギリスでは、労働者全体の中央値の3分の2という水準を目標にしている。一方、発効日についても、答申日から発効日までの期限が非常に短く、区切りのよい1月1日や4月1日とした方が良いという意見がある。<sup>51)</sup>1ヵ月早いか1ヵ月遅いかで、月額賃金額に大きな違いがあるため、答申日と発効日についても検討する必要がある。

あるいは、最低賃金が適用されない請負・委託契約の労働者をどうするかも検討しなくては行けない。フランスでは2020年3月に、イギリスでは2021年2月に、ウーバーの運転手は自営業者ではなく雇用労働者として判断する最高裁判決が出ている。

さらに、外国の最低賃金制度には、減額や適用除外の仕組みがある。日本では、2007年に最低賃金法が改正されて適用除外は廃止となったが、最低賃金法第7条に減額特例が創設された。減額特例は、「障害により著しく労働能力の低い者」や「試の使用期間中の者」などが対象であるが、「軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者」も対象に含まれており、「その他の厚生労働省令で定める者」という点については、適用拡大を検討する余地がある。場合によっては、適用除外や減額特例の適用拡大も必要ではないだろうか。

## VI ジャーナリズムの衰退

少子高齢化とデジタル化の進展により、新聞社の経営が苦しく、購読料を値上げするようになっている。<sup>52)</sup>老眼で新聞を読まない高齢者が増えたことや、年金暮らして生活が苦しいことに加えて、若い世代が新聞を読まなくなっている。新聞各社も若い世代が紙の新聞を読まなくなった傾向に対応するため、インターネットで記事を配信するようになっており、現在ではインターネットで新聞記事が無料で読めるのが当たり前になっている。<sup>53)</sup>

これまで民放のテレビ局が、企業からの広告収入で経営されているため、無料でテレビ番組を

見ることができるように、インターネットの広告収入があれば無料で新聞記事が読める時代が到来するだろうと多くの人たちが考えていた。

しかし、現実には購読料が値下げされるどころか、赤字経営のため購読料は値上げされ、賃金カットや希望退職、さらには減資まで苦境に陥っている<sup>54)</sup>。

新聞の購読数が減少している背景に、少子高齢化があるのは仕方がないとしても、デジタル化に過剰適応してしまい、インターネットで無料の新聞記事を配信したことに間違いがあったのではないか。

具体例をあげると、スーパーマーケットに買い物に行くと、無料の試食コーナーが充実していたら、試食だけで満腹になり、何も買わなくなってしまうのではないか。あるいは、立ち読みし放題の書店は誰も本を買わなくなり、潰れてしまうのではないか。インターネットで新聞各社の無料の記事が読めるようになったため、購読料を払って新聞を読む人が減少しており、新聞社の経営が困難になっている。

今やメディアは大手ポータルサイトの下請けのような立場になってしまい、対等な立場で交渉できないため、法律で記事使用料を義務化したり、業界全体で自主的なルールづくりが急務である。法律や自主規制ルールは不可能だという人もいるだろう。しかし、休刊日に全国紙と地方紙を含めて一斉に休刊していることや、日曜日に別刷り（二部紙）は配達されている歴史を振り返れば不可能ではない。そもそも休刊日は、児童労働の観点から新聞配達員を休養させるため、新聞業界で創設された。夕刊配達地域でも日曜夕刊がないのは、新聞配達員を休養させるためであり、別刷り（二部紙）が日曜日の朝刊に配達されるのは、日曜夕刊がないためである。当初は、権力を監視する民主主義のためには、新聞を休まずに発行するのがジャーナリズムの使命であるとして、休刊に反対した新聞社もあったが、粘り強い運動により業界全体で休刊することになった。

また、景品表示法により公正競争規約では、公正な競争を確保するため、過大な景品類の提供により不当な顧客の誘引を禁止している。そのため、新聞公正取引協議会では、景品提供の自主規制ルールを定めている。さらに、独占禁止法では、商品を不当に低い価格で継続して販売することで、同業他社の経営を困難にさせるおそれがある行為を、不当廉売として禁止している。ネットで無料の記事を1日約6千本も大量に配信する行為は、不当廉売や過大な景品類の提供に該当する可能性があり、法律や自主規制ルールをつくることが可能ではないだろうか。

コロナ禍による広告収入の減少で、オーストラリアでは、2020年に地方紙36紙が廃刊し、76紙はデジタル版のみの発行になっている。オーストラリアだけでなくフランスなどEU諸国でも、プラットフォーム企業にニュースの使用料を報道機関へ支払うよう法律で義務化する動きがある。特に、ネットニュースの記事をクリックせず見出しだけを読む人が増えたため、ネットニュースの見出しへの対価として記事使用料を支払うよう求める動きである。日本国内でも、2021年9月16日、グーグルはニュース配信サービス「グーグルニュースショーケース」を開始した<sup>55)</sup>。40社以上の報道機関と提携し、記事使用料を対価として支払うとしている。

インターネットで無料の新聞記事が読めるのは、災害時などに限定し、新聞社やテレビ局がインターネットに無料でニュースを配信するのを制限しなければならない。あるいは、新聞社は、プラットフォーム企業と対等に交渉できる立場にないため、日本でも法律で相応の記事使用料の

支払いを義務化した方が良いのではないか。このままでは、新聞社が潰し合いの過度な競争を続け、有能な記者は転職することになるだろう。インターネットで無料の新聞記事が読めることは国民にとって利益であるが、過度な競争でジャーナリズムが衰退することは、大きな損失である。

[付記] 本稿は、2021年9月20日（祝）に開催された社会政策学会非定型労働部会での報告をもとにしている。本稿作成にあたって、貴重なアドバイスを下さった方々に厚く御礼申し上げる。本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究(C)）／課題番号 JP21K01986）の研究成果の一部である。

#### 注

- 1) 2020年4月、特別定額給付金として1人あたり一律10万円の現金給付を行うことになった。政府は当初、収入が激減した世帯に30万円の生活支援臨時給付金を給付する予定であった。「焦点：10万円給付、迅速重視 補正予算案、閣議再決定自治体重荷、総額減る世帯も」『毎日新聞』2020年4月21日朝刊。
- 2) 学費減額を訴える学生団体「高等教育無償化プロジェクト FREE」などが署名活動を実施した。詳しくは、「コロナで変わる世界：第1部 暮らしの風景『学費返還を』大学動揺 遠隔授業に学生不満」『毎日新聞』2020年12月6日朝刊を参照。
- 3) スウェーデンのウィズコロナ政策については、「新型コロナ：新型コロナ『集団免疫』？ 専門家が批判スウェーデン規制緩く、政府は否定」『毎日新聞』2020年3月30日朝刊を参照。韓国の「K防疫」については、「韓国コロナ『第1波』超え最多950人増 教会や病院集団感染」『読売新聞』2020年12月13日朝刊を参照。
- 4) 内閣府・大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ『大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策—富士山噴火をモデルケースに—（報告）』2020年4月7日。<http://www.bousai.go.jp/kazan/kouikikouhaiworking/index.html>（2021年8月24日閲覧）
- 5) 「首相、コロナ拡大を『第3次世界大戦』面会した田原総一朗氏、明かす」『朝日新聞』2020年4月17日朝刊。
- 6) 「（コロナの時代官邸、非常事態：5）首相側近、読み違えた世論布マスク・動画投稿、批判相次ぐ」『朝日新聞』2020年7月17日朝刊。
- 7) 2020年3月15日放送のフジテレビ系のテレビ番組「ワイドナショー」（日曜日午前10時放送）に出演し、発言した言葉。ソーシャルメディアでも広まり、サンスポやデイリースポーツなどスポーツ新聞でも取り上げられた。
- 8) 吉岡桂子（2021）によると、中国ではウィズコロナ政策に対する批判が強く、ウィズコロナ政策を主張すると誹謗・中傷されることが多いようである。
- 9) 「天声人語」『朝日新聞』2020年10月3日朝刊。
- 10) 「社説：コロナと学生 遠い正常化 支援続けて」『朝日新聞』2020年9月27日朝刊より引用。
- 11) 2021年9月4日の「社説」には、「首相が就任した昨秋は、緊急事態宣言なしでコロナの第2波を乗り切った後だった。本来なら、第3波が想定された冬に向け、医療や検査体制の充実など、備えを厚くしておくべきだったが、経済活動の再開に軸足を置く首相は『Go To トラベル』の継続にこだわり、感染防止策は後手に回った」と記述しており、「Go To トラベル」に対する社説の評価が一致していない。「社説：菅首相1年で退陣へ 対コロナ 国民の信失った末に」『朝日新聞』2021年9月4日朝刊より引用。
- 12) 辻外記子「コロナで行けない現場、伝えるには」『朝日新聞』2020年10月14日朝刊。
- 13) 「Media Times：『こたつ記事』、謝罪・訂正続々」『朝日新聞』2020年12月19日朝刊。
- 14) 「耕論：新型コロナ 画面越しのキャンパス」『朝日新聞』2020年10月14日朝刊。

- 15) 「声：どう思いますか オンライン授業」『朝日新聞』2020年9月23日朝刊。
- 16) 「オンライン授業 憤る学生」『朝日新聞』2020年8月5日朝刊。
- 17) 「社説：困窮学生支援 退学防ぐ対策を早急に」『朝日新聞』2020年12月4日朝刊。
- 18) 「困窮学生支援へ 大学苦心」『朝日新聞』2020年11月29日朝刊。
- 19) 「筑波大、学生に食料を無償配布 新型コロナ対策支援で」『日本経済新聞』2021年1月20日。  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOFB204PH0Q1A120C2000000/> (2021年8月27日閲覧)。
- 20) 「『生理の貧困』、大学が支援 無償配布の動き広がる—新型コロナ」『時事通信』2021年6月2日。  
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060200140&g=soc> (2021年8月27日閲覧)。
- 21) 「困窮学生支援へ 大学苦心」『朝日新聞』2020年11月29日朝刊。
- 22) 「入試個別試験 大学手探り」『朝日新聞』2020年12月20日朝刊。
- 23) 「菅首相、会見は避けオフレコ朝食会 番記者らと2回計画」『しんぶん赤旗』2020年10月2日。  
[https://www.jcp.or.jp/akahata/aik20/2020-10-02/2020100215\\_01\\_1.html](https://www.jcp.or.jp/akahata/aik20/2020-10-02/2020100215_01_1.html) (2021年8月25日閲覧)。
- 24) 「物議醸す首相懇談会、欠席した理由 悩んだ記者の思いと葛藤」『京都新聞』2020年10月9日。  
<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/377449> (2021年8月23日閲覧)。
- 25) 朝日新聞あすへの報道審議会「問われる権力取材」『朝日新聞』2020年11月11日朝刊。
- 26) 「記者会見は行政側の『サービス』ではない 首相また『ぶら下がり』で済みます」『京都新聞』2021年2月26日。  
<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/517107> (2021年8月23日閲覧)。
- 27) 「社説：首相長男の総務省接待『知らない』では済まない」『毎日新聞』2021年2月5日朝刊。
- 28) 「社説：学長選考会議透明性確保、大学の手で」『朝日新聞』2020年11月2日朝刊。
- 29) 2020年12月12日放送のTBSのテレビ番組『報道特集』によると、同年11月21日に菅義偉首相は国民に「マスク会食」を呼びかけたが、その日の夕方、萩生田光一・文部科学大臣は料亭でマスクなしの会食を行っていたことが明らかになった。
- 30) 龍 (2020)。
- 31) 山腰修三 (2021)。
- 32) 朝日新聞論説委員室 (2021)。
- 33) 「社告：『社説類似問題』調査結果について」『愛媛新聞』2021年7月28日。  
<https://www.ehime-np.co.jp/article/news202107280018> (2021年8月24日閲覧)。
- 34) それまで5面にあった社説を、2000年4月2日に2面へ移動し、2004年4月1日に3面へ移動した。日曜日の社説の代わりに「社説余滴」が、2011年4月1日から始まった。
- 35) 黒沢大陸 (2021)。
- 36) 黒沢大陸 (2021)。
- 37) 山腰修三 (2021)。
- 38) 菅義偉 (2020)。
- 39) 「自民党総裁選：自民総裁選討論会詳報」『毎日新聞』2021年9月19日朝刊。
- 40) 「厚労省の分割検討 政府・自民、20年にも」『日本経済新聞』2018年8月2日朝刊を参照。
- 41) 同上を参照。
- 42) 吾妻橋 (2016) を参照。
- 43) 「経済財政諮問会議：首相『最賃1000円目指す』経財諮問会議、ポストコロナ議論」『毎日新聞』2021年3月23日朝刊。
- 44) 内閣府・経済財政諮問会議 (2021) の14頁。
- 45) 黒川俊雄・小越洋之助 (2002)。
- 46) 田賢培 (2021) を参照。
- 47) 最低賃金法第9条第2項。
- 48) 藤田安一 (2017), 7頁を参照。
- 49) 川口大司 (2021) と児玉直美 (2021) を参照。

- 50) 1995年の「目安全協報告（目安制度の在り方に関する全員協議会報告）」で、概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であると決められた。2017年の「目安全協報告」では、2022年度以降に見直し結果に基づいて目安審議を行うことが適当であるとされた。
- 51) 日本経済団体連合会（2021）の74頁。
- 52) 朝日新聞と毎日新聞は2021年7月1日より、産経新聞も同年8月1日より購読料を値上げしている。
- 53) 日本の大手ポータルサイトが、1日に配信する記事は約6千本である。「Media Times：『こたつ記事』、謝罪・訂正続々』『朝日新聞』2020年12月19日朝刊。
- 54) 「毎日新聞減資、『中小企業』に『朝日新聞』2021年1月21日朝刊および、「朝日新聞社長 渡辺氏退任へ」『読売新聞』2020年12月1日朝刊。
- 55) 「米グーグル：記事配信サービス、グーグルが開始 報道40社以上と提携」『毎日新聞』2021年9月17日朝刊。

#### 参考文献

- 朝日新聞あすへの報道審議会「問われる権力取材」『朝日新聞』2020年11月11日朝刊。
- 朝日新聞論説委員室「社説：夏の東京五輪 中止の決断を首相に求める」『朝日新聞』2021年5月26日朝刊。
- 吾妻橋「大磯小磯：厚生労働省の分割論」『日本経済新聞』2016年5月18日朝刊。
- 上野創・増谷文生「コロナ下つらさ際立つ大学2年生」『朝日新聞』2021年8月11日朝刊。
- 川口大司「経済教室：最低賃金 引き上げるべきか（上） 雇用への影響 最大限配慮を」『日本経済新聞』2021年5月24日朝刊。
- 黒川俊雄・小越洋之助『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制』大月書店、2002年。
- 黒沢大陸「社説余滴：AIに駆逐されぬには」『朝日新聞』2021年5月30日朝刊。
- 児玉直美「経済教室：最低賃金 引き上げるべきか（中） 市場の競争環境、結果を左右」『日本経済新聞』2021年5月25日朝刊。
- 菅義偉「菅氏、厚労省再編に意欲デジタル庁創設検討…総裁選あす告示」『読売新聞』2020年9月7日朝刊。
- 竹内幹「経済季評：最低賃金引き上げの意義 人として生きる費用必要」『朝日新聞』2021年4月22日朝刊。
- 辻外記子「コロナで行けない現場、伝えるには」『朝日新聞』2020年10月14日朝刊。
- 田賢培「最低賃金 引き上げるべきか（下） 格差解消 過度な期待は禁物」『日本経済新聞』2021年5月26日朝刊。
- 日本経済団体連合会『2021年度版 経営労働政策特別委員会報告』経団連出版、2021年。
- 内閣府・経済財政諮問会議『経済財政運営と改革の基本方針2021』2021年6月18日。[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf)（2021年8月30日閲覧）。
- 藤田安一「最賃審議会の全面公開を実現した鳥取県の経験から—最賃制度のあり方を考える」『月刊全労連』通巻250号、2017年12月、7頁。
- 古川貞二郎「財務省は徹底的に弱体化、『官邸1強』に」『読売新聞』2021年8月7日朝刊。
- 増谷文生「社説：大学2年生対策急ぎ『危機』回避を」『朝日新聞』2021年8月18日朝刊。
- 南彰『政治部不信』朝日新書、2020年。
- 望月衣塑子『新聞記者』角川新書、2017年。
- 山腰修三「山腰修三のメディア私評：ジャーナリズムの不作為 五輪開催の是非 社説は立場示せ」『朝日新聞』2021年5月14日朝刊。
- 吉岡桂子「多事奏論：ハイテクとボイコット五輪で見える中国の現在地」『朝日新聞』2021年8月28日朝刊。
- 龍「経済気象台：オンラインなら低品質か」『朝日新聞』2020年10月24日朝刊。
- 若宮啓文『闘う社説』講談社、2008年。
- 無署名「厚労省の分割検討 政府・自民、20年にも」『日本経済新聞』2018年8月2日朝刊。
- 「くすぶる厚労省改革論省庁再編20年」『日本経済新聞』2021年1月6日朝刊。